

## 平成 20 年度第 2 回法律学教育 FD/IT 活用研究委員会記録

- I. 場所 : 私立大学情報教育協会事務局会議室
- II. 日時 : 平成 20 年 7 月 26 日 (火) 午後 4 時 13 分～18 時 45 分
- III. 出席委員 : 吉野委員長、加賀山委員、笠原委員、執行委員  
井端事務局長、森下、恩田

### IV. 議事内容 : 法律学における学士力について

#### I. 法律学における学士力について各委員の報告

##### (1) 大学学部の法学教育について

法曹の専門職を目指して法科大学院に進学する学生のための基礎学力、准法律専門職（パラリーガル）を目指す学生のための基礎学力および一般社会での「総合職」として活躍するための基礎学力の教授の役割を担っていることから以下の内容を教育目標としたい。

##### ① 実定法に関する基礎的法的知識

実定法の体系について全体像と実定法の基本法である憲法、行政法、民法、民事訴訟法、商法・会社法、刑法、刑事訴訟法の機能、構造および内容の概要に関する知識を有していること。

##### ② 事例問題を法的に解決するための法的思考と表現の基礎的能力

事例の事実の概要を客観的に把握し、その事実に適用すべき法を発見し、その事実に法を適用した結果下さるべき法的結論を発見し、その結論を法の適用結果として正当化し、その論理を第三者に分かるように表現する基礎的能力。

##### ③ 上記の法的思考と表現の基礎的能力に基づき、他者と法的に議論し、説得する能力

##### ④ 法哲学、法社会学、法史学、法情報学、法と経済学、法と心理学等の基礎法が提供する法についての法の背景あるいは基礎を構成する原理・環境についての基本的理解を得ること。

##### (2) 法律学教育における学士力

##### ① 広い視野（社会的、経済的、歴史的、比較法的等の視野から）法を考えることができる。

##### ② 基本的な法律の原則・概念・ルールを具体例と抽象概念を説明できる。

##### ③ 基本的で簡単な法的問題につき事案を分析して学んだ法的知識を使って妥当な解決案を提示し、他人に説得的にその解決案を説明できる。

##### ④ やや複雑な法的問題の事案を分析し判例・学説等を独力で調査し学んで、いくつかの解決案を提示し、どの解決案が妥当であるかを独力で判断して、対立する見解を主張する者と議論するとともに、説得的に自らの解決案の妥当性を他人に口頭ないし書面で説明できる。

- ⑤ 判例・学説や、他人の法的問題の解決案を批判でき、そこから学ぶべきことを発見できる。

### (3) 大学学部の法学教育で最低限の基準

- ① 最低限は以下の基準を満たしていること
  - ・話を聞いて、要点をまとめメモ（ノート）を取れ、ノートを見て、自分の文で、論理的な文を書くことができる。
  - ・客観的な論説文を書くことができる。
  - ・法的な基礎概念を定義でき、法的判断に、法源等、根拠を呈示できる。
  - ・条文、判例、学説の関係を理解している。

### (4) 実務能力

- ① 具体的な紛争に接した場合に、その事案にいかなるルール（条文）が適用されるべきかを探索できる力。
- ② そのルールの解釈を通じて、その紛争の具体的な解決案を少なくとも二つ以上提示でき、（比較・批判・創造）及びそれぞれの解決案のメリット、デメリットを説明できる能力。

### (5) 知識、能力

- ① 六法の法知識  
実定法の基本をなしている六法の基礎的事項の知識（原理的レベル）を身につけていること。
- ② 制定法についての能力  
制定法に関するルールについての知識、理解を身につけるとともに、それをふまえて組織、団体、地域社会などにおける適切な成文のルールを起草したり、変更したりできる能力。
- ③ 教養的法学専門教育  
法学部教育のリベラルアーツ化の観点から、現行法の体系の骨格をなしている原理や基礎的諸概念についての歴史的理解や、法の社会的現実を分析する能力（社会科学方法論を含む）。
- ④ 法に関する知的スキル  
法知識を生産財として活用する術。特定の現象に対し法知識を適用することによって意見を形成できる力。
- ⑤ 私的自治能力  
法知識を背景としつつ、自らのあるいは身の回りに生ずるトラブルやもめごとの解決に向けて適切に対処できる人間関係調整の実践的能力。

## 2. 法律学における学士力についての検討結果

各委員の報告を元に、検討が加えられ、全体案を作成した。

### 1 実定法に関する基礎的知識

実定法の体系についての全体像と、基本的な実定法の原則・概念・ルールの意味を、定義並びに具体例で説明できる。

### 2 事例問題を法的に解決する能力

事例（基本的問題から複雑な問題まで）の概要を客観的に把握し、根拠となる法を発見し、事実に法を適用した法的結論を創造・正当化し、第三者に分かるように説明できる。

### 3 法を批判的に分析・評価する能力

広い視野から、法の背景あるいは基礎を構成する原理に基づき、法を批判的に分析・評価できる。

## III. 今後の活動について

次回委員会は 10 月及び 11 月の候補日を挙げ、ML 上で調整することとなった。